

西脇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める時間を定める規則（案）の制定について

1 背景

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により「児童福祉法」が改正されました。

これまで、保育については、児童福祉法第24条に基づき市町村が条例で定める事由により保育に欠ける児童について実施することとなっていました。改正後の「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の規定により、内閣府令に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について実施することとなりました。

これに伴い、児童が家庭において必要な保育を受けることが困難な事由を定める内閣府令「子ども・子育て支援法施行規則」が平成26年6月9日に公布され、同令第1号において、保護者が常態として労働する場合の保育が利用可能な下限時間については、市町村が定めることとされました。

このため、当該時間を定める「（仮称）西脇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める時間を定める規則」を制定するものです。

2 規則骨子（案）の検討

1の規則を定めるに当たっては、検討した結果、多様な保育ニーズに対応が可能となることから、内閣府令の下限時間設定の最下限時間である48時間と定める規則（案）を策定いたしました。

3 西脇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める時間を定める規則骨子（案）

- (1) この規則の題名は、西脇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める時間を定める規則とします。
- (2) 子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める保護者が1月において常態として労働する時間の下限の時間は、48時間とします。

4 施行の日

西脇市子ども・子育て支援法施行規則第1号の市が定める時間を定める規則の施行については、子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日が予定されています。）からとします。

5 その他

本規則で定める事項以外については、特段に規則等の制定を求められていないため、基本的には、府省令や国の各種通知等で示された基準により運用することとします。